各位

令和 8 年 10 月
運営管理部門総務部財務課

請負契約における再委託等の取扱いについて

福島国際研究教育機構（以下「F-REI」という。）の業務を受注いただいている皆様方におかれましては、日頃からご協力、ご尽力いただき、誠にありがとうございます。

F-REI が発注する請負業務においては、業務の処理を第三者（再委託等先が受注者様の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に再委託等してはならないこととしています。

ただし、再委託等承認申請書（別紙）を F-REI に提出し、承認を得た場合は、再委託等を認めております。

再委託等の考え方については、下記のとおりです。

記

1．再委託等の考え方

契約における再委託等の必要性については、次の点に十分配慮した上で判断するものとします。

①再委託等は、本来受注者が自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部に発注するものであることから、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託等してはならない。また、個人情報の取扱いに係る業務は原則として再委託等してはならない。

②福島国際研究教育機構会計規程に基づき「契約の性質または目的が競争を許さないとき」として随意契約する業務にあっては、再委託等しようとする業務を別発注とすることも含め、再委託等する業務内容が契約相手方を選定した際の理由（随意契約理由）と矛盾することのないよう十分考慮する。

（注 1）「再委託等」とは、F-REI が発注する請負業務において、受注者が業務の処理を第三者に委託しまたは請け負わせることをいう。

（注 2）子会社への再委託等であっても、他の会社への再委託等と同様に、再委託等の制限の対象である。

（注３）再委託等の金額が契約金額の 50%以上になる場合、再委託等を認めない場合がある。

（注４）再委託等承認申請書に記載した再委託等を行う業務の範囲及び再委託等を行う業務に係る経費等が変更になる場合は、改めて再委託等承認申請書（変更）の申請が必要となる。

（注５）一般競争（総合評価落札方式）における提案書（実施体制）にて、再委託先が明記されている場合についても、再委託金額等を明らかにした再委託等の承認に係る手続きを実施する。

以上

総務部財務課
TEL:0240-41-9958
E-mail：kaikei@F-REI.go.jp

（別紙）

再委託等承認申請書

令和●年●月●日

福島国際研究教育機構
理事長［氏名］殿

住所
会社名
代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第４条第２項の規定に基づき承認を求めます。

記

１業務名：*＜主契約となる、F-REI と契約した契約件名＞*
２契約金額：*＜主契約となる、F-REI と契約した契約金額（変更契約後は変更後の契約額）＞*円（税込）
３再委託等を行う業務の範囲：*＜仕様書を基に作成＞*
例）仕様書５．（１）の●●の●●●の一部。
４再委託等を行う業務に係る経費：*＜再委託先との契約額または予定価格＞*円（税込）
５再委託等を必要とする理由：*契約における再委託等の取扱いについて１．を踏まえ、理由を記載して下さい。*
６再委託等を行う相手方の商号または名称及び住所：*＜入札等により相手先が未定の場合は、「入札結果による」として下さい。＞*
７再委託等を行う相手方を選定した理由：*＜入札等により相手先が未定の場合は、「入札結果による」として下さい。＞*

注１）：再委託が承認された場合の福島国際研究教育機構（以下、「F-REI」とします。）との契約を踏まえた見積書も提示してください。
なお、再委託が承認された場合の契約額は、現時点での契約額もしくは再委託後の見積額のいずれか低い方を F-REI との契約額とします。
注２）：入札等により相手を選定する場合は、入札結果後の見積書と再委託先の相手先情報（会社名、住所、契約額）が分かる書類を提示して下さい。
注３）：再委託先への委託内容を示す仕様書等を提示して下さい。
なお、申請後に仕様書等を修正することは認めておりません。
修正が生じた際は再度申請してください。